

鹿屋市串良公民館別館の使用料

| 区分 | | 使用時間 | | | |
|------------|-----------------|---------------------|------------------|---------------------|---------|
| | | 午前 8 時30分から 正午まで | 正午から午後 5 時ま で | 午後 5 時から午 後10時まで | |
| 別館大 ホール | 入場料を徴収 しない場合 | 平日 | 4,320円 | 6,480円 | 8,640円 |
| | | 土・日・休 日 | 5,400円 | 7,560円 | 10,800円 |
| | 入場料を徴収 する場合 | 平日 | 8,640円 | 13,040円 | 17,320円 |
| | | 土・日・休 日 | 10,800円 | 16,200円 | 22,720円 |
| | 作業場 | | 330円 | 450円 | 760円 |

- 備考 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 使用時間は準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
- 3 大ホールの基本セットは、館内照明及び拡声器装置一式とする。
- 4 冷暖房を使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に30パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 入場料を徴収する場合とは、入場料を徴する催し又は入場料を徴収しないで、入場料に相当するものを徴収していると認められる場合（会費を徴収する場合その他これに準ずる場合）の催物のことをいう。

| 陶芸館 | 区分 | 素焼き | 本焼き |
|-----|--------------|--------|--------|
| | 自主グループ | 2,620円 | 5,240円 |
| | 家庭教育学級生涯学習講座 | 2,090円 | 4,190円 |

鹿屋市串良公民館の使用料（別館及び分館を除く。）（串良ふれあいセンター使用料）

| 区分 | 使用料 |
|--|-------------|
| 大会議室 | 1時間当たり 520円 |
| 小会議室 1 | 1時間当たり 260円 |
| 小会議室 2 | 1時間当たり 260円 |
| 和室 1 | 1時間当たり 360円 |
| 和室 2 | 1時間当たり 190円 |
| ホール | 1時間当たり 790円 |
| 歴史民俗資料室 | 無料 |
| 広場 | 1時間当たり 110円 |
| 調理室 | 1時間当たり 200円 |
| <p>備考 1 1時間未満の端数があるときは、1時間とする。</p> <p>2 使用者が特別の設備を作り、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、電気料、水道料等の実費に相当する額を徴収する。</p> <p>3 冷暖房を使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</p> | |

鹿屋市串良公民館細山田分館の使用料

| 区分 | 午前 8 時30分から正午まで | 正午から午後 5 時まで | 午後 5 時から午後10時まで |
|--|-----------------|--------------|-----------------|
| 会議室 | 330円 | 450円 | 670円 |
| 生活文化室（和室） | 330円 | 450円 | 670円 |
| 講座室 | 220円 | 330円 | 450円 |
| 生活研修室 | 450円 | 560円 | 860円 |
| <p>備考 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に50パーセントを乗じて得た額を加算した額とする。</p> | | | |

鹿屋市串良公民館上小原分館の使用料（串良農村環境改善センター使用料）

| 区分 | 午前 8 時30分から正午まで | 正午から午後 5 時まで | 午後 5 時から午後10時まで |
|-------|-----------------|--------------|-----------------|
| 大会議室 | 330円 | 450円 | 670円 |
| 農事研修室 | 220円 | 330円 | 450円 |
| 婦人研修室 | 330円 | 450円 | 670円 |
| 健康相談室 | 220円 | 330円 | 450円 |
| 食品加工室 | 1 時間当たり | | 440円 |
| ロビー | 330円 | 450円 | 670円 |
| 多目的広場 | 220円 | 330円 | 450円 |

備考 1 午後10時から翌日の午前 8 時30分までは午後 5 時から午後10時までと同じ扱いとする。

2 許可を延長し、各区分の時間帯を超過した場合の使用料は、超過 1 時間（1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。）につき 220円（食品加工室を除く。）を当該使用料に加算した額とする。